

平成22年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成22年12月8日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	澁谷征夫君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	竹中直昭君

農 林 課 長	猪 股 雄 一 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 勇 悦 君
建 設 課 長	早 坂 忠 幸 君
保 健 福 祉 課 長	早 坂 仁 君
子 育 て 支 援 室 長	早 坂 律 子 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
小 野 田 支 所 長	早 川 栄 光 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 忠 一 君
総 務 課 長 補 佐	佐 藤 敬 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教 育 総 務 課 長	佐 竹 久 一 君
社 会 教 育 課 長	鈴 木 啓 三 君
体 育 振 興 課 長	大 類 恭 一 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 裕 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 啓 君
次 長	熊 谷 和 寿 君
主 査	橋 本 幸 文 君
主 査	佐 藤 礼 実 君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第81号 加美町保育所条例の一部改正について

第 3 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）

第 4 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）

- 第 5 議案第 8 4 号 字の区域を新たに画することについて
 - 第 6 議案第 8 5 号 損害賠償額の決定について
 - 第 7 議案第 8 6 号 平成 2 2 年度加美町一般会計補正予算（第 5 号）
 - 第 8 議案第 8 7 号 平成 2 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 9 議案第 8 8 号 平成 2 2 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 0 議案第 8 9 号 平成 2 2 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 1 議案第 9 0 号 平成 2 2 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 1 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 1 3 議発第 3 号 T P P 交渉参加阻止に関する意見書の提出について
 - 第 1 4 議員派遣の件について
 - 第 1 5 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 5 まで

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。11番佐藤善一君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1 番下山孝雄君、2 番尾形 明君を指名いたします。

日程第 2 議案第 8 1 号 加美町保育所条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第 2、議案第81号加美町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、こんにちは。きょうもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

議案第81号加美町保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、9 月定例会におきまして可決いただきました加美町認定こども園設置条例に伴いまして、認定こども園に移行する保育所を削る加美町保育所条例の一部改正を行うものであります。認定こども園への移行につきましては、それぞれの地区において説明会を開催し御理解をいただきながら進めてまいりました。9 月定例会の時点では鹿原地区の認定こども園の移行につきましてもう少し時間が必要であるとのことでありましたので、引き続き話し合いを進めてまいりましたが、保護者や地区の皆様から鹿原保育所を認定こども園のおのだひがし園に移行することに御同意をいただきましたので、認定こども園に移行する保育所について改正を行うものであります。

これによりまして、来年 4 月からは学校教育法に規定する幼稚園と児童福祉法に規定する保育所の機能をあわせ持つ認定こども園として小野田幼稚園と小野田東保育所、鹿原保育所を合わせたおのだひがし園、西小野田幼稚園と小野田西保育所を合わせたおのだにし園、また宮崎幼稚園と宮崎保育所は同一施設に入っておりますが、これがみやざき園となり計 3 園でスタートすることとなるものであります。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

今定例会から、条例改正の場合、新旧対照表を準備してもらいました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号加美町保育所条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第81号加美町保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）

○議長（一條 光君） 日程第3、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）について御説明申し上げます。

本議案は、加美町西小野田地区公民館の指定管理者として西部地区コミュニティー推進協議会会長猪股昭夫を平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本年4月から広原地区公民館、鳴瀬地区公民館、賀美石地区公民館、旭地区公民館の四つの地区公民館について、各地区のコミュニティー推進協議会を指定管理者としていっているところであります。地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種事業を行うことで、人づくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設であります。地区コミュニティー推進協議会は歴史と伝統のある自然豊かな環境を生かし、地区民相互の親睦と融和を図り住みよい活力ある地域づくりを目的とした組織であり、その目指すところは同じであります。

本施設の指定管理につきましては、地区の活動拠点となる地区公民館を、地域との共同による管理運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図り、さらには地域の人材活用や雇用創出等の効果が期待できることから、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものでございます。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。4番、三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番。

指定管理者につきましては、とやかく内容を申し述べるものではございませんが、この今、貸借表の資料、収支計画について質問させていただきます。

支出関係で人件費、415万5,000円が3年間で同額でございます。この同額の理由は何なのか。

加えまして、先ほど町長が趣旨説明の中におきまして各中新田地区、小野田地区、地区の公民館が既に指定管理を受けているということからしまして、この人件費は同額なのかどうか。

あとは、職員にかかわる人数についても同じなのか。その辺について。

あともう1点ですが、指定管理料ということで、1年目が595万8,750円という指定管理料でございますが、現況と比較しましてどのくらい削減もしくは増したのかどうかについても質問させていただきます。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長、お答えいたします。

人件費の3年間同額なのかというようなことでございますが、これらについては今まで4月から移行しました広原、鳴瀬、旭、賀美石地区と同様に同額で一応積算をさせていただいております。

それから、管理料がいくら減るのかというようなことでございますが、平成21年度の決算ベースで申し上げますと約34.5%の削減になっております。以上です。

○議長（一條 光君） 4番、三浦又英君。

○4番（三浦又英君） それで、職員の関係ですと多分年1回の昇給があるんじゃないかと思えます。級関係ですね。あえて、指定管理を受けるとなると34.5%削減ということは多分人件費関係が相当ウェートを占めていると思いますので、その辺の基本的な考えについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長。

どうして上げないのかというようなことのようにですが、昨今の公務員の人事院給与関係についてもむしろ給与等については下がっておりますので、それらをかながみながらそのまま維持していくというような考えでございます。

○議長（一條 光君） そのほか、質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 関連になりますが、収支計画の根拠といたしますか、それで3年間書いてあるわけなんです、微妙に支出の部分も項目によっては違っておりますが、その算定根拠と3年間で違う部分の説明をお願いします。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長。

一応積算の根拠といたしましては、平成21年度の決算を基本といたしまして算定させていただいております。それで、3年間の中で違ったところはあるようなことではございますが、自動車の車検等がございますので、それらで若干下がったり増えたりしているところがございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 社会教育課長にお尋ねをしたいと思います。

指定管理者制度の目的というのはやはりサービスの向上、それから施設の有効利用、それからコスト削減というふうに感じておりますけれども、この3年間の試算の中で確かに施設の特性というのはあると思うんですけれども、収入が同じといたしますか、これは今まで公民館として特に地方館が出されたときもそうだったと思うんですけれども、収入を得られるような企画運営というものに対してどのように受け手側と協議をなさっているのか。まずこれが、第1点。

それから、これまでも鳴瀬、広原、賀美石、旭等、公民館、指定管理者制度でお願いをしているわけですが、当然地元の方々とさまざまな事業をやっているわけですが、当然職員の方というのは、そういう活動に対してアドバイスしたりまた支援をしたり、移りゆく社会情勢の中での活動の方向性の見きわめということも非常に大切になってくるのかなというふうに思っています。そういった中で、研修といたしますか、職員の方々の研修というものに対して公費で行うのか、それとも団体ごとにやるのか。またはこのぐらい指定管理者制度で公民館を出されていることによって連携して連絡協議会とか、そういうものの中で研修活動というものは行っていないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長。

公民館は、一応社会教育法上では収益事業等ができないことになっておりますので、収益というのはそう望めるところではないんです。ですから、大体収入については例えばコピー代とか、暖房とかそういったようなものは取れますけれども、ほとんど社会教育的な事業に使う施設でありますので、あまり収入については伸びるというようなことはちょっと考えられませんので、そのままで一応積算させていただいております。

それから、研修関係についてでございますが、県の研修等もございますので、そういったような研修の場にも派遣していきたいというような考えではおります。それから、中央公民館が主になって窓口になっていきますので、中央公民館を中心に研修なり相談なりの窓口になっていただくことになっていきますので、そういう方向でやっていきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 9 番工藤清悦君。

○9 番（工藤清悦君） 4 番の三浦議員からもお話があったと思うんですけども、昇給といいますか、これは労使関係というとおかしいと思うんですけども、勤められている方とやはりお願いしますという方の相対の中で、そういう身分保障だったり給料だったりということで行くんだと思うんですけども、やはり労働意欲といいますか、昇給するためにこの事業の中で確保していかなければいけないということも、当然考えの一つに出てくるのかなとも思うんですよね。ですから、そういった中で収益事業をやってはだめだということと利益を生むということは、また別問題だと思うんですよね。ですから、地域の方々が単なる活動のお世話をしていただく場だということ以上に、そこを拠点に、公民館を拠点に、地域づくりはもちろんなんですけれども、お世話していただいている職員の方々の身分保障まで考えていけるようなつながりというか活動もやっていかないと、これは難しい問題だと思うんですけども、確かに労働力の安売りではありませんので、その辺の身分保障ということを考えたときに、この事業設定といいますか、これから行う事業運営についての考え方というのはどういうふうにお考えなのか伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 一応、4 地区間の統一を図りながらやっていかないとなかなかこの辺、片方は利益上がったからそれを人件費に回すというようなふうになると不公平が出てきますので、ある程度統一性をとっていただいてやってまいりたいというふうを考えております。

○議長（一條 光君） 9 番工藤清悦君。

○9 番（工藤清悦君） 今まで、先ほども申し上げましたけれども、鳴瀬、広原、賀美石、旭ということで指定管理者お願いしてきたんですけれども、やはり協議の段階、お話し合いの中でその公民館の活動の方向性といいますか、これは経済問題というか、財政のことも含めてやはりその辺まで煮詰めた形で協議していかなければならないのかなと、そういうふう思うんですよね。やはり単なるお任せしますよということだけでなく、もっと自立した形で、地域の中で自立した形で地域の方々とみんなと一緒にやっていきたいと思います、それに成り立つような給与体系というか、そういうものも含めて協議していかなければならないのかなというふうに思います。今後お願いする部分も出てくると思いますので、その辺についての方向性についてお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長。

今後の課題として協議会と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、御了承願います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。1 番下山孝雄君。

○1 番（下山孝雄君） 受け手側の問題だと思うんですけれども、団体名はコミュニティー推進協議会、それから代表者も出ておりますけれども、職員配置計画についてお尋ねをします。何度か協議をしているようなんですけれども、私が聞いた範囲ではまだ職員配置計画については決まっていないというようなことも聞きますけれども、どういう現状になっておりますか。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 職員の配置計画についてですが、資料にも載せておりますが、非常勤館長 1 名、それから事務員 2 名の配置でお願いをいたしているところでございます。

○議長（一條 光君） 1 番下山孝雄君。

○1 番（下山孝雄君） そうすると、具体的に非常勤館長と事務員については氏名はまだ出ていないわけなんですか。受け手側の問題だと思うんですけれども、わかれば決まっておればお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長。

一応今のところは 1 名については、コミュニティー推進協議会の方に昨年から研修兼ねてお願いしておりますので、あとの非常勤館長と事務員についてはコミュニティーさんの方をお願いいたしておるところでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）について御説明申し上げます。

本議案は、加美町地域特産生産施設培養センターの指定管理者として、中新田茸培養組合組合長千葉昭俊を平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

中新田茸培養組合につきましては当該施設の管理運営を行う団体として町、農協、地元の各茸生産組合の共同出資により設立されたもので、施設稼働時からえのき茸を初めとしたきのこ類の栽培用菌床の生産を手がけ、町内の各茸生産組合へ供給を行ってまいりました。また、平成18年度からは指定管理者として引き続き施設の管理運営に携わり、近年の原油高騰による原材料費の上昇や主力品目であるえのき茸の価格低迷など、厳しい経営環境にありながらも的確な事業運営により着実に生産販売数を伸ばし、各茸生産組合とともにえのき茸の産地としての基を築き、地場産業の振興や雇用の創出に大きく寄与してきたものであります。今後もこれまでも経験と実績を生かし、引き続き安定したサービスの提供と、より効果的な施設管理運営が

できると指定管理者選定委員会で評価し、本議会に御提案をさせていただくものでございます。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第84号 字の区域を新たに画することについて

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第84号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第84号字の区域を新たに画することについて御説明申し上げます。

本案件は、宮城県が行う国道347号線の道路改良事業に伴い農林水産省東北森林管理局が所管する国有林内の土地を国道用地として所管がえを受けたことにより、不動産登記を行う必要があることから新たに字の区域を画することについて、議会の議決を求めるものであります。

字名につきましては現況の国有林名である漆沢岳山とするものであります。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第84号字の区域を新たに画することについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第85号 損害賠償額の決定について

○議長（一條 光君） 日程第6、議案第85号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第85号損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

本案件は、平成21年12月17日加美町菜切谷字山道一番36番地8地内の町有林の立ち木が倒れ法定外道路を挟み隣接している仙台グリコ株式会社所有の加美町菜切谷字山道二番183番地1地内のネットフェンス、11.9メートルの長さでございますが、こちらを損壊したことによるものであります。

町が損害賠償責任を負う場合の損害に対して、総合的に保険金を支払う全国町村会総合賠償保険制度に加入をしておりますので、その適用についての協議に時間を要したことによりまして提案までに期間を要したものであります。損害賠償について全国町村会総合賠償補償保険制度の適用が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、損害賠償に係る経費につきましては今回提案しております補正予算に計上しているものでございます。

よろしく御審議の上御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 本案に対しては了とするものでありますけれども、今後こういった類似した事故のないように、こういった調査管理体制をとるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

大変申しわけないと思っております。この地は仙台グリコの南側、現在芝生ゾーンになっていますが、これを拡大するときに菜切谷の地権者より用地を提供いただきました。その中で一部山林部分がございまして、その部分まで全体として町で購入しなければ協力できないという

ことがありまして、購入し分筆した中でその土地が山林として新たに町有地として登記をさせてもらいました。それで、杉の木でございますけれども、山として山林に植栽したものではなくて原野等に植栽したものですから、一般的には山林でなくて畑地に植えたあるいは山林に植えた中での杉の木なものですから、今回のように強風が吹いたりした場合に倒れることがありますので、平成23年度の事業の中でできましたら、全伐した中で新たな利用をしていきたいと考えております。

また、昨日議会開催前に町長が御報告申し上げましたけれども、またこの木が倒れましてやはり同じくフェンスに当たりまして、フェンスに損傷を与えております。これにつきましては、今回の場合ですと全国の町村会の保険で対応できましたけれども、警報が出ている中での山林管理という中では対象にならないんじゃないかという答えが出ていますので、これについては別途お願いするような形になると思いますが、とりあえず来年の森林経営の中で山でなくて、もう伐採して別な形の利活用という考えをしていますので、御了解をお願いしたいと思っております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号損害賠償額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第85号損害賠償額の決定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。